



# 留学プログラム契約書 株式会社ワールドアベニュー

申込日 年 月 日  
確認日 年 月 日 時 分

## 申込プログラム内容

見積 ID	担当	見積書受領済 <input type="checkbox"/>
出発予定	20 年 月 日	滞在国
STEP2	20 年 月 日	滞在都市
申込コース	<プログラム A/B/C/D> <input type="checkbox"/> 中・高・短大・専門・大学・大学院等への進学プログラム <input type="checkbox"/> IT/海外企業研修等プログラム <input type="checkbox"/> 看護師資格取得プログラム <input type="checkbox"/> 長期語学・専門学校留学(1年未満)等学生ビザ対象プログラム <プログラム E/F> <input type="checkbox"/> PADI ダイビングインストラクタープログラム <input type="checkbox"/> その他(短期/ワーキングホリデー)プログラム	
滞在期間	/年間・週間	査証 (VISA) <input type="checkbox"/> 必要無 <input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 取得予定
現地サポート	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 /年間・週間	<種類> <input type="checkbox"/> ワーキングホリデー <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> インターンシップ

料金内訳		振込先
課税料金	円	三井住友銀行 渋谷駅前支店
非課税料金	円	普通口座 No.3367328 (株)ワールドアベニュー
消費税	円	※振込人名義を申込者氏名にて電信払いでお振込下さい。
合計	円	
申込金	円	<input type="checkbox"/> 入金済 <input type="checkbox"/> 振込予定日: 年 月 日
残金	円	<input type="checkbox"/> 入金済 <input type="checkbox"/> 振込予定日: 年 月 日
航空券手配	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 未定 / 出発確定日 20 年 月 日	
海外留学生保険	海外留学生保険の加入が参加条件となっていますが、当社で加入されない場合は下記に署名をお願い致します。 <input type="checkbox"/> 加入する/後日送付させて頂きます、海外留学生保険パンフレットをご参照ください。 <input type="checkbox"/> 加入しない/私は海外留学生保険の加入を貴社より勧められましたが、私個人の責任において他社へ加入致します。 署名	

**お申込者** ※私は参加条件・約款を理解し、同意の上、上記プログラムに申込みます。またワールドアベニューを留学手続きの為の代理人として選任し、この手記 手続きを関わる一切の権限を委任します。

フリガナ		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	(姓)	(名) <span style="float: right;">印</span> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚(旧姓: ) ※離婚歴 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ローマ字	(姓: Family Name)	(名: Given Name) 生年月日 西暦19 年 月 日(歳) 国籍 <input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他( )
フリガナ		
現住所	〒□□□-□□□□	
連絡先	自宅: ( ) - 携帯電話: ( ) - E-mail:	携帯Mail: ※パソコンのEmail宛には、今後弊社より重要なお知らせを送信させて頂くことになります。 wa@world-avenue.co.jp から連絡が参りますのでアドレスに登録して頂き、定期的にご確認下さいよう宜しくお願い申し上げます。
職業	<input type="checkbox"/> 学生(学校名: ) <input type="checkbox"/> 会社員(会社名: ) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他( )	
パスポート	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	最終学歴 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 専門 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院( ) 年卒
英語資格	<input type="checkbox"/> 英検 級	TOEIC 点 TOEFL 点 <input type="checkbox"/> その他( ) 点 / 取得日 年 月

**留守連絡先** ※申込者が未成年の場合、必ず保護者が直筆で署名捺印してください。

フリガナ		続柄 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
氏名	(姓)	(名) <span style="float: right;">印</span>
フリガナ		
住所	〒□□□-□□□□	
連絡先	自宅: ( ) - FAX: ( ) -	

## 滞在アンケート

※ホームステイ滞在を御希望の方は、後日送付のホームステイ注意事項を必ずお読みください。

※全ての条件が揃ったファミリーを紹介する事を確約・保証するものでは御座いません。ご了承ください。

1. タバコを吸いますか?  はい  いいえ ※ほとんどの場合、喫煙は屋外となります
2. ホストファミリーが動物を飼っていてもいいですか?  はい  いいえ
3. 2で「いいえ」をチェックされた方: 具体的に希望詳細を記載( )
4. 食べ物や動物等に対してアレルギーはありますか?  はい  いいえ
5. 4で「はい」にチェックされた方: 動物は完全に外飼いであれば飼っていても良いですか?  はい  いいえ
6. 4で「はい」にチェックされた方: 具体的にアレルギー対象と症状を記載( )
7. 事前に申告すべき既往症はありますか?  はい  いいえ
8. 7で「はい」にチェックされた方: 既往症の名称( )
9. 希望の家族構成  子供がない家庭  5歳以下の子供がいる家庭  5歳以上の子供がいる家庭  希望無
10. 英語レベル 3段階評価でお答えください  初級  中級  上級
11. 趣味( )

お申込みに際しまして、本約款をご熟読ください。

## ワールドアベニュー海外留学プログラム 約款

株式会社ワールドアベニューとお客様との間で締結するプログラムに関する契約はこの約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については法令、又は一般に確立された慣習によるものと致します。

当社が法律に反しない範囲で書面をもってお客様との間で個別の特約を結んだ場合は前項の規定に関らずその特約がこの約款に優先します。尚、この約款により提供されるプログラムは旅行業法第2条規定の「旅行業」には該当しないサービスを対象としています。

中学校・高校・短大・専門・大学・大学院留学等のプログラムを【以下 A】、海外インターンシップのプログラムを【以下 B】、看護師資格取得プログラムを【以下 C】、長期語学又は学生ビザ対象の語学研修・専門学校留学(1年未満)等のプログラムを【以下 D】、PADI ダイビングインストラクタープログラムを【以下 E】、ワーキングホリデー・観光ビザ対象の短期留学のプログラムを【以下 F】と称します。

### ■ 契約の成立

○ 本約款における申し込み希望者による留学プログラムの契約の申し込みは、申し込み希望者が株式会社ワールドアベニュー(以下「当社」といいます)に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム契約書」を作成・提出し、「申込金」を当社が受理した時点をご契約の成立とします。

### ■ 申込み条件

○ 申込に関して下記に定める事項の一つあるいは複数が認められる場合、申込みをお断りする場合が御座います。

- 1) 申込者が未成年である等の理由によりプログラム契約の申込みについて親権者などの法定代理人の同意が必要な場合でその同意がないとき
- 2) 希望のプログラム・就学先などの定員可能枠や手続き期間に余裕がない等、客観的にプログラムに参加できる可能性のないことが明らかなどき
- 3) 過去の既往症又は現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が判断したとき
- 4) 現地の状況、その他の事情により当社がお客様の安全を確保できない又はプログラムの実施に障害があると判断したとき
- 5) 申込者が他のお客様に迷惑を及ぼす、又はプログラムのスムーズな運営に支障をきたすと当社が判断したとき

○ 現地での病気・傷害に備え、お客様本人がより快適にかつ安心して海外生活を送る為、海外旅行傷害保険には必ず加入ください。

### ■ プログラムの範囲

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行います。このプログラムの有効期限は、申し込み日から出発までの最長1年間です。

この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。

#### 1) 学校選択

申し込み者は、申し込み者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により1校(小学・中学・高校・大学・大学院留学の場合は3校まで)選択します。

#### 2) 各種手続きの代行

##### ① 入学手続き

各留学プログラムの入学の手続きを行います。

##### ② 滞在手続き

当社は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続きの代行はいたしません。希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

##### ③ 渡航手配手続き

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める旅行業約款の手配旅行契約、手配旅行条件書ならびに当社の航空券手配に関わる取消料及び変更料等に準じます(旅行取扱: 株式会社ワールドアベニュー東京都知事登録旅行業第3-6137号)。なお、航空券代金は別途料金となります。

##### ④ 留学費用の支払い

当社は、希望留学先等への留学費用の支払い手続きを送金により代行します。申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。

##### ⑤ 海外留学保険加入手続き代行

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。

##### ⑥ ビザ取得のお手伝い

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社が申請書類の作成お手伝いを致します。但し、ビザの取得を確約し、保証するものではありません。なお、ビザ申請に伴う実費は別途料金となります。

#### 3) 留学に関する資料配布と複数の担当スタッフによるアドバイス

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した資料の配布、複数の担当スタッフによるアドバイス等を致します。

### ■ 研修成果の不担保

全てのプログラムに関する当社の役務は、参加者に対する留学のガイダンス、手続及び現地のサポート等を提供することを目的とするもので、語学の成果、学力の向上、進路・進路や資格取得、インターンシップ先の確保、ホームステイ・ホストファミリーなどに対する心理的満足等を確約し、保証するものではありません。

### ■ プログラム代金

1) 申込金: 所定の「留学プログラム契約書」を当社が受理した当日から起算して7日以内にお支払い下さい。7日以内に着金が確認できない場合は契約を取消とさせて頂きます。尚、申込金を支払われた方にはワールドアベニューメンバーカードを発行しております。留学に関する各種最新情報の優先的提供を受けることできるほか、留学経験者、希望者らのメンバーエリート会員に参加できます。この申込金はプログラム代金の一部として充当されます。

申込金は、小学・中学・高校留学 304,500円、専門留学 210,000円、短大・大学留学 262,500円、大学院留学 315,000円、1年未満の専門学校留学・学生ビザが必要となる語学留学 94,500円~126,000円、海外インターンシップ留学 105,000円~367,500円、看護師資格取得留学 315,000円、観光ビザ対象の留学・ワーキングホリデー 52,500円~105,000円(プランによって異なる)、となります。但し、語学研修付きの小学・中学・高校・専門・短大・大学・大学院プログラムの場合、別途追加申込金52,500円が必要となります。

2) 残金: それぞれのコースに該当する申込金を控除した額を残金とします。これは、授業料・滞在費・現地サポート費など海外に支払う費用など各現地受け入れ機関にお支払いするものです。この、残金のお支払いは契約成立日から起算して、所定の期日内(図1.2)に行って頂くものと致します。また、お支払いが確認できない場合、行っている全ての手続きを停止することもあり、ご希望出発時期までに手続きが完了できないことがあります。

3) 前項に定められたプログラム代金は必ず当社の指定する期日 STEP II(図1.2)までに指定の口座にお振り込み、あるいはその他所定の方法でお支払い下さい。この場合、お支払いにかかる手数料はお客様のご負担となります。

4) 申込みが、下記の当社が定める出発までに必要な手続き期間を切って申込みを頂く場合には、緊急手配料として別途追加申込金21,000円が必要となります。

< プログラム A / B / C / D: 出発前日から起算して90日前以降、プログラム E / F: 出発前日から起算して40日前以降 >

5) 当社プログラムは原則としてお申込みから1年以内に出发を行って頂くことと致します。但し、当社においてやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。その場合は、別紙同意書への署名が必要となります。

6) 当社が日本円でお預かりしたプログラム代金、その他の費用に関して、預かり時から各支払い先への支払い時までの間に為替レートが変動し、当社に差益あるいは差損が生じた場合は、次項の場合を除きその差益、差損は当社に帰属するものとし、その清算は行いません。

7) 前項の規定に従はずる為替相場の著しい変動、その他の事情により従前の費用のままではプログラムを続行する事が困難であると当社が判断したとき、費用の清算を行うことがあります。

### ■ 契約の変更

1) プログラム内容の変更・削減: 本契約は契約時に契約内容を十分にご理解頂いて申込みを頂いておりますので、契約成立後はお客様のご都合によるプログラム内容の変更・削減は原則として受け付けできません。

2) プログラム追加: 当社が定める期日であるSTEP II(図1.2)までにプログラム追加申し出があった場合、プログラムの追加を受付けます。その場合、追加分の契約書を新たにご記入頂く必要があります。但し、追加プログラムの契約は当初に締結した際の約款が適用されます。

- 3) 出発日の変更：当社が定める期日(図1・2)までに出発日変更の申し出があった場合、出発日の変更を受付けます。但し、手続きに伴う相当期間が必要となりますので急な出発はご希望に添うことができない場合が御座います。また、当社が定める期日(図1・2)を過ぎての出発日の変更は認められず取り消し扱いとさせて頂きます。尚、当社が定める期日(図1・2)までにエアースケジュールをご提出頂けないお客様につきましても同様に取り消し扱いとさせて頂きます。出発日の変更が生じた場合も STEP II(図1・2)の期日は変更されませんのでご了承ください。
- 4) その他の事由によるプログラム内容の変更：学校・宿泊先・その他の現地機関の都合又は当社が管理できない事由により日程・宿泊先・その他のプログラム内容が変更となる場合があります。また、各種交通機関のスケジュールの変更・改正・その他の理由により日時等が変更になる場合があります。
- 5) 当社は各國政府、各種団体、各種学校、宿泊先等から得られる最新の情報に基づき、プログラムに関する情報の提供ができるよう努力しますが、これらの留学先等の事情により授業・宿泊内容・費用、その他プログラム内容等が変更となる場合があります。
- 6) 前項によるプログラムの変更に伴い生じた費用の増減(当該受け入れ機関などからの返金・追加請求等)があった場合には費用の清算を行います。

### ■ 契約後の取消と返金

- お客様はいつでも書面をもって契約を取消することができます。但し、当社の定める規定に基づき、申込金より取消手数料をお支払い頂きます。
- 1) 契約成立日から起算して7日以内の取消  
すべて返金いたします。
  - 2) 契約日から起算して8日目以降で19日目以内の取消  
A/B/Cは取消料 105,000円、D/E/Fは取消料 31,500円となります。
  - 3) 契約日から起算して20日目以降で29日目以内の取消  
A/B/Cは取消料 210,000円、D/E/Fは取消料 42,000円となります。
  - 4) 契約日から起算して30日目以降の取消  
A/B/C/D/E/Fとともに、申込金全額が取消料となります。
- 申込金以外の残金(授業料・滞在費・現地サポート費など海外に支払う費用)については各現地受け入れ機関の各規定に基づき、解約料金が発生しますので解約料金を差し引き、返金いたします。
- 本項に基づく解約に関し、当社においてお客様に対し返還すべき金員がある場合、速やかに返金の手続きに移ることと致します。但し、お支払い手数料等、返金にかかる手数料、為替差損、海外送金手数料等、返金にかかる実費はすべてお客様ご負担となります。
- お客様に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は催告の上、この約款に基づきお申込み頂いている契約を解除ができるものとします。
- 1) 当社から指定させて頂く期日までに必要な書類の提出が連絡なく実行されないとき
  - 2) 約款に基づく期日(図1・2)までに必要な費用のお支払いがないとき
  - 3) お客様が海外留学生保険等、保険契約に未加入のままプログラム参加することが明らかになるとき
  - 4) お客様にこの約款に違反する事由があるとき
  - 5) お客様が当社に提出したお客様に関する情報に虚偽あるいは重大な漏洩がある事が判明したとき
  - 6) その他、当社が止むを得ない事由があると認めたとき
- 当社がこの約款に基づくプログラム契約を解除した場合の返金は、上記の返金規定に準じます。

### ■ 免責事項

- 当社は、次項に挙げる当社の責によらない事由によるお客様の契約プログラムに変更もしくは不能並びに生じた損害に関して、当社は責任を負うものではありません。
- 1) お客様がパスポートや査証を取得できない場合、又は出国・入国を拒否された場合
  - 2) 査証取得に時間がかかり出発時期が変更になった場合
  - 3) お客様の主観的事由に基づき留学先、滞在先等の条件にお客様が適合しない場合
  - 4) 留学期間中、規定の出席日数不足・成績不良・学校の規則を守らず学校の退校処分を受けた場合
  - 5) お客様の留学先・宿泊先等、現地の受け入れ機関の事情により授業・宿泊内容、各費用、その他の内容が現地滞在中に変更、又は不能となった場合
  - 6) 天災・地変・戦乱・暴動・ストライキ等による不慮の事故又は災難、その他不可抗力による場合
  - 7) 官公署の命令・外国の出入国規制・伝染病による隔離またはこれによって何らかの被害が生じた場合
  - 8) 現地サポートサービスの一環として提供している郵便物・荷物無料預かりサービスをお客さまが利用された際、当社の故意又は重大な過失に基づかない盗難・紛失・破損事故が生じた場合
- 当社はお客様自身の特定の行動に対して指示、又は指導を行うものではなく、お客様は個人の責任において行動するものとし、以下の事項に挙げるような場合、当社は責任を負うものではありません。
- 1) お客様が現地の法令に違反し、刑事事件又はそれに準ずる行為を行ったとき
  - 2) お客様が現地滞在中に現地における危機管理を怠り、安全・健康その他の事への配慮の欠如により問題が生じたとき
  - 3) お客様からの届出なく居住地を変更されたことにより、当社からお客様への連絡がとれず問題が生じたとき

### ■ 損害の負担

- 当社の故意、又は重大な過失によらない、お客様が受けられた損害に対しては、その責任を負いません。
- 当社は、現地サポートサービス提供の為に現地提携先機関が業務を行うことが御座います。提携先機関によるサポートサービスは当社の現地機関と同様に適切に行われますが、そのサポートサービス業務に関してお客様が何らかの損害を受けられた場合、当社に故意、又は重大な過失による管理・監督上の責任がある場合を除き、その責任を負いません。
- ホームステイ等、宿泊滞在先の選定は各機関の選定基準により適切に行われておりますが、宿泊滞在先においてお客様が何らかの損害を受けた場合、宿泊滞在先選定に関し当社に故意、又は重大な過失がある場合を除き、その責任は負いません。
- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合、お客様は当社に対しその損害を賠償しなくてはなりません。

### ■ 裁判管轄

本約款に関する訴訟については東京地方裁判所を専属管轄裁判所と致します。

### ■ 発行期日

この約款の内容は 2010年12月25日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。

### ■ ご出発までの流れ(図1)

申込プログラム	STEP I : 留学準備期間→	STEP II : 留学手続き期間→→	STEP III 出発へ
プログラム A / B / C / D	6ヶ月間	6ヶ月間	* * *
プログラム E / F	6ヶ月間	3ヶ月間	* * *

- STEP I : 申込日から 6ヶ月間を STEP I 留学準備期間と致します。
- STEP II : STEP I 終了後、STEP II 留学手続き期間開始当月 5日が開始日となります。また、STEP II (留学手続き期間)は上記に定める日数が、最低必要となります。
- STEP I (留学準備期間)は STEP II (留学手続き期間)の都合上、短縮する場合が御座います。
- 出発日の決定に関しては STEP II (留学手続き期間)開始後、プログラム A/B/C/D については 60 日以内に、E/F については 30 日以内に決定下さい。期日以降の変更に関しては取消し扱いとさせて頂きます。

### ■ 入金期日について(図2)

申込プログラム	申込金支払い期日	残金支払い期日
プログラム A / B / C / D	申込日から起算して 7日以内	申込日から起算して 6ヶ月後の当月 5日
プログラム E / F	申込日から起算して 7日以内	申込日から起算して 6ヶ月後の当月 5日

契約成立後、STEP I (留学準備期間)が開始します。STEP II (留学手続き期間)への移行前にプログラム残金をお支払い頂きます。

STEP I (留学準備期間)が短縮となった場合、STEP II (留学手続き期間)開始日当月 5日を残金支払い期日と定めます。契約上に定めた出発日が、Step II 留学手続き期間に満たない場合は、申込日を留学手続き開始日とし、プログラム代金の全額をお支払い頂きます。